

蕨市立西小学校いじめ防止基本方針（改正版）

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の**人的**関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われることも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

- いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。そして、いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものという認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。
- いじめを受けた児童生徒の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、家庭、地域、関係諸機関で連携し、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ**問題**対策委員会

校長、教頭、**(主幹教諭)**、教務主任、生徒指導主任、特別支援教育主任、教育相談主任、学年主任、養護教諭、学級担任、スクールソーシャルワーカー等からなる、いじめ防止等の対策のためのいじめ防止対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 教職員で情報交換及び共通理解

月に1度、生徒指導委員会で配慮を要する児童、各学年児童の現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取り組み（年間指導計画は別紙）

(1) 学級経営の充実

- 年度当初に学級児童の人間関係の把握するために、前年度からの連絡報告を十分に行う。
- 生徒指導に関する研修を行い、いじめの未然防止に繋げる。（I's 2019 を必ず活用する。）
- わかる・できる授業の実践に努め、**全教育活動を通じて**、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) **特別活動の充実**

- **特別活動の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。**

(4) 人権教育の充実

- いじめは相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人として決して許されるものではない。」ことを児童一人一人に理解させる。
- 一人一人がかげがえのない存在であることや、自分のよさ、相手のよさを認め合える人間関係づくりを全ての教育活動で実践していく。
- **震災や災害により被災した児童に対し、被災児童が受けた心身への影響や不安感を理解し、児童一人一人が自分のこととして考え寄り添うことができる人権感覚の育成を図る。**
- **外国籍児童の言語・文化・生活習慣の違いを理解できる人権感覚の育成を図る。**

(5) 蕨市いじめ未然防止ワーキンググループプログラムによる計画的な授業実施

- プログラムに沿った、計画的な授業実施を行う。(各学年年間5時間程度)

(6) 相談体制や教育相談の機会の充実

- 「I's 2019」を使った職員研修を行い、共通理解を図るとともに、児童や保護者からの教育相談体制を整える。
- 毎月の教育相談日、夏季休業中と2学期末の個人面談、各学期の懇談会後の教育相談等を実施し、教育相談の充実に努める。
- 学期に2回の「学校生活アンケート(蕨市版)」を実施し、必要に応じて学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解と指導・支援に努める。

(7) 児童会を中心とした、児童主体の取組の充実

- いじめ撲滅宣言(11月実施 蕨市いじめ防止強調月間)
- あいさつ運動の実施
- 尊敬や慈愛の心を育てる、異学年交流(縦割りなかよしグループによる活動)
- 児童会活動における全校児童の交流

(8) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

- 現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育をするなどして迅速に対応する。「蕨市インターネットのルール 西小ネット(あそび)ルール」を活用した指導を行う。

(9) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 保育園や幼稚園、中学校と情報交換や交流を行う。

4 いじめ早期発見のための取組(年間指導計画は別紙)

(1) 保護者や地域、関係諸機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、保護者や児童がかかえる問題が小さいうちに学校に相談できるよう努める。保護者からの電話や連絡帳には迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、家庭訪問や個人面談をもとに、学校では見えない児童の様子を把握する。また、必要に応じて、蕨市教育委員会、蕨市教育センター、スクールソーシャルワーカーと緊密に連携すると共に、地域の公民館・児童館、蕨市の子ども未来課・家庭児童相談室(子ども未来課内)、民生委員・児童委員・主任児童委員、さわやか相談室(市内各中学校内)、スクールカウンセラーなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 学期2回「学校生活アンケート(蕨市版)」の実施

学期に2回、「学校生活アンケート(蕨市版)」を実施する。また、アンケートをもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取り、指導・支援に生かす。なお、「学校生活アンケート(蕨市版)」の実施結果は、5年間保存する。

5 いじめに対する早期対応

(1) いじめに関する相談を受けた場合、又は、教職員がいじめを発見した場合は、「蕨市立西小学校生徒指導上の諸問題への組織的対応」にそって速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

(2) 教職員は些細な兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まず、個人で判断することなく、直ちに校長、教頭、(主幹教諭)、教務主任、学年主任、生徒指導主任、特別支援教育主任等に報告・相談を行う。

(3) いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた児童を徹底して守り通し、速やかにいじめをやめさせるとともに、再発防止に努める。

ア いじめを受けた児童に対する支援とその保護者に対する情報提供及び支援

イ いじめを行った児童に対する指導及び支援とその保護者に対する助言

ウ 全体（学級、遊び仲間等）の問題として、児童への指導

(4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるよう、配慮する。

(5) いじめの認知・解消の確認について

・いじめを認知した日時や、認知したいじめの解消時期を把握することにより、いじめが解消するまでの確実な見届けをする。

※「いじめの解消している状態」とは、

1 いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間〔3か月を目安とする〕経過している。

2 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない状態が、面談等により認められている。

(歳市教育委員会学校教育課・令和6年8月、9月市内小・中学校定例校長会資料より)

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) 重大事態への対処

○ 「重大事態」の意味を全教職員が共通理解し、共通認識をもつ。

○ いじめにより重大な被害が生じたという申出が児童生徒や保護者からあったときは、教師が重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

○ 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。

○ 教育委員会との協議の上、学校の設置者又はその設置する学校は、当該事案に対処する組織（(学校の場合は、校長、教頭、(主幹教諭)、教務主任、生徒指導主任、特別支援教育主任、教育相談主任、学年主任、PTA会長、学校運営協議会委員など)）を設置する。

○ 上記の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

○ 学校の設置者又はその設置する学校は、上記調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

7 その他

○ 「I's 2019」や「生徒指導リーフ」を活用した教職員の研修を行い、いじめ防止対策についての共通理解・共通認識を深める。

○ 学校いじめ防止基本方針が、本校の実情に即して適切に機能しているか、「いじめ問題対策委員会」で点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを行う。

○ 重大事態への対処について、「学校いじめ防止基本方針」に定められた具体的な行動ができるように、教職員研修を行う。

平成26年 6月 策定

令和 元年 4月 1日 一部改正

令和 6年 4月 1日 一部改正

令和 6年 9月24日 一部改正

令和6年度 いじめ対策年間計画

指導等の内容			
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止基本方針について 【職員会議】 ○彩の国 生徒指導ハンドブック 「Ts 2019」の周知、内容理解の徹底 ○いじめ対策に関わる共通理解 ○生徒指導委員会 ○児童に対する情報交換 【職員研修】 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級開き・学級ルールづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策についての説明・啓発 【学級懇談会】
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート① ○生徒指導委員会 ○児童に対する情報交換 【職員研修】 	<ul style="list-style-type: none"> ○縦割りなかよしグループの結成 ○なかよしあそび【全学年】 ○あいさつ運動【全学年】 ○西小こども祭に向けた取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談日の実施 (第3木曜日)
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導委員会 ○児童に対する情報交換 【職員研修】 	<ul style="list-style-type: none"> ○なかよしあそび【全学年】 ○西小こども祭に向けた取組 【全学年】 ○林間学校に向けた取組【5学年】 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談日の実施 (第3木曜日)
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート② ○生徒指導委員会 ○児童に対する情報交換 【職員研修】 	<ul style="list-style-type: none"> ○なかよしあそび【全学年】 ○非行防止教室【全学年】 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者との情報交換 【学級懇談会・個人面談】 ○非行防止教室 (実施方法未定)
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○彩の国 生徒指導ハンドブック 「Ts 2019」などを使った研修 ○人権教育研修会 【職員研修】 		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導委員会 ○児童に対する情報交換 【職員研修】 	<ul style="list-style-type: none"> ○新学期に向けた学級ルールづくり 【全学級】 ○なかよしあそび【全学年】 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談日の実施 (第3木曜日)
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート③ ○生徒指導委員会 ○児童に対する情報交換 【職員研修】 	<ul style="list-style-type: none"> ○なかよしあそび【全学年】 ○運動会に向けた取組【全学年】 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談日の実施 (第3木曜日)
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導委員会 ○児童に対する情報交換 【職員研修】 	<ul style="list-style-type: none"> ○なかよしあそび【全学年】 ○人権標語【全学年】 ○修学旅行に向けた取組【6学年】 ○バスケットボール大会に向けた取組【5学年】 	<ul style="list-style-type: none"> ○子供安全見守り講座 ○教育相談日の実施 (第3木曜日)

12月	○学校生活アンケート④ ○生徒指導委員会 ○児童に対する情報交換 【職員研修】	○なかよしあそび【全学年】 ○おもちゃランドに向けた取組【1・2学年】	○保護者との情報交換【学級懇談会・個人面談（希望する保護者のみ）】
1月	○生徒指導委員会 ○児童に対する情報交換 【職員研修】	○新学期に向けた学級ルールづくり ○サッカー大会に向けた取組【6学年】 ○なかよしあそび【全学年】	○教育相談日の実施（第3木曜日）
2月	○学校生活アンケート⑤ ○生徒指導委員会 ○児童に対する情報交換 【職員研修】 ○いじめ防止基本方針の見直し	○サッカー大会に向けた取組 ○感謝の集いに向けた取組【6学年】 ○なかよしあそび【全学年】	○保護者との情報交換【6年生学級懇談会】 ○教育相談日の実施（第3木曜日）
3月	○学校生活アンケート⑥ ○生徒指導委員会 ○児童に対する情報交換 【職員研修】	○卒業式に向けた取組【6学年】 ○なかよしあそび【全学年】	○保護者との情報交換【学級懇談会】

※ 蕨市いじめ未然防止ワーキンググループプログラムによる計画的な授業実施
プログラムに沿った、計画的な授業実施を行う。（各学年年間5時間程度：実施時期は、学年ごとに定める。）